

都市社会文化研究科 修士論文審査基準

＜研究テーマの妥当性＞

学術的及び社会的意義が認められる研究テーマが設定されていること。

＜研究方法の適切性＞

研究テーマと当該研究領域に求められる研究方法を採用し、情報や資料の収集、調査結果の処理や分析が適切かつ十分に実施されていること。

＜論述・論旨の妥当性＞

先行研究を十分に理解し、研究テーマとの関連および相違を明確に提示していること。

修士論文の構成、論述が明確で、結論に至る論理展開に一貫性が認められること。

＜論文作成能力＞

修士論文の体裁、文章表現、図表の作成が的確であること。

＜独創性＞

研究内容に独創性が認められること。

都市社会文化研究科 修士論文審査体制・審査手続き

＜修士論文提出及び学位申請ができる者＞

1. 本学大学院学則に定める修業年限を充足(見込を含む)し、かつ修了に必要な単位を修得(見込を含む)していること。
2. 中間発表を行っていること。
3. 学位の申請について、研究指導教員の承認を得ていること。

＜審査体制及び手続き＞

1. 学位申請者は、研究科が指定する期間内に、修士論文及び所定様式を提出する。
2. 申請者は、研究科主催の公開発表会で内容を発表し、最終試験を受ける。
3. 学位審査部会の中に審査委員会を設け、3名以上の教員で構成される審査委員会により審査を行う。
4. 学位審査部会は、審査委員会から提出された評価判定により合否判定を行い、研究科長に提出する。研究科長は、研究科教授会の議を経て学位授与に値すると判定したときは、学位論文審査の結果を学長に報告する。

国際マネジメント研究科 修士論文審査基準

<研究テーマの妥当性>

研究科の学位授与方針に照らして、適切なテーマが設定され、研究目的が明確であること。

<研究方法の適切性>

研究テーマに関連する先行研究が十分レビューされており、それと関連づけて論旨が展開されていること。研究目的に合致した、適切な方法・手法によって研究が進められていること。

<論述・論旨の妥当性>

論文の構成と体裁が整っていること。

<論文作成能力>

論旨の展開が論理的であり、整合的な結論が得られていること。また、文章表現、図表、データ等が、適切に用いられていること。

<新規性>

学術的な新規性が認められること。

<学内中間審査>

研究成果が複数の研究科専任教員の前で発表され、修士論文執筆が研究科教授会によって認められていること。

国際マネジメント研究科 修士論文審査体制・審査手続き

<修士論文提出及び学位申請ができる者>

1. 本学大学院学則に定める修業年限を充足(見込を含む)し、かつ修了に必要な単位を修得(見込を含む)していること。
2. 中間発表を行っていること。
3. 学位の申請について、研究指導教員の承認を得ていること。

<審査体制及び手続き>

1. 学位申請者は、研究科が指定する期間内に、修士論文及び所定様式を提出する。
2. 申請者は、研究科主催の公開発表会で内容を発表し、最終試験を受ける。
3. 学位審査部会の中に審査委員会を設け、3名以上の教員で構成される審査委員会により審査を行う。
4. 学位審査部会は、審査委員会から提出された評価判定により可否判定を行い、研究科長に提出する。研究科長は、研究科教授会の議を経て学位授与に値すると判定したときは、学位論文審査の結果を学長に報告する。

生命ナノシステム科学研究科 修士論文審査基準

1. 未解明で意義のある研究課題に主体的に取り組んだか。
2. 研究計画、方法が適切、かつ十分であったか。
3. 研究課題について、意義のある成果が得られたか。
4. 研究内容周辺における学識が十分であったか。
5. 修士論文が論理的かつ明解に記述されているか。
6. 修士論文発表会での発表と質疑に対する応答が論理的かつ明解に行われたか。
7. 理学修士に値する研究能力、論文作成能力、学識を有しているか

生命ナノシステム科学研究科 修士論文審査体制・審査手続き

<修士論文提出及び学位申請ができる者>

1. 本学大学院学則に定める修業年限を充足(見込を含む)し、かつ修了に必要な単位を修得(見込を含む)していること。
2. 中間発表を行っていること。
3. 学位の申請について、研究指導教員の承認を得ていること。

<審査体制及び手続き>

1. 学位申請者は、研究科が指定する期間内に、修士論文及び所定様式を提出する。
2. 申請者は、研究科主催の公開発表会で内容を発表し、最終試験を受ける。
3. 学位審査部会の中に審査委員会を設け、3名以上の教員で構成される審査委員会により審査を行う。
4. 学位審査部会は、審査委員会から提出された評価判定により合否判定を行い、研究科長に提出する。研究科長は、研究科教授会の議を経て学位授与に値すると判定したときは、学位論文審査の結果を学長に報告する。

生命医科学研究科 修士論文審査基準

1. 修士論文の内容

研究内容に新規性、重要性があり、そこで用いた方法は妥当か。研究活動を主体的に行ったか。中間発表からの進展があったか。

2. 口頭発表の内容

研究内容の十分な理解に基づいた論理的な説明を行うことができ、質疑に対する応答が妥当であったか。

3. 総合判定

理学修士に値する研究能力、論文作成能力、学識を有しているか 理学博士に値する研究能力、論文作成能力、学識を有しているか。

生命医科学研究科 修士論文審査体制・審査手続き

<修士論文提出及び学位申請ができる者>

1. 本学大学院学則に定める修業年限を充足(見込を含む)し、かつ修了に必要な単位を修得(見込を含む)していること。
2. 中間発表を行っていること。
3. 学位の申請について、研究指導教員の承認を得ていること。

<審査体制及び手続き>

1. 学位申請者は、研究科が指定する期間内に修士論文及び所定様式を提出する。
2. 申請者は、研究科主催の公開発表会で内容を発表し、最終試験を受ける。
3. 学位審査部会に審査委員会を設け、3名以上の本研究科教員で構成される審査委員会により審査を行う。
4. 学位審査部会は審査委員会から提出された評価判定に基づき合議の上合否判定を行い、研究科長に提出する。研究科長は、研究科教授会の議を経て、学位授与に値すると判定したときは、学位論文審査の結果を学長に報告する。

医学研究科医科学専攻 修士論文審査基準

1. 次の観点で論文の品質が保たれているか。
 - ・ 研究目的の明確化
 - ・ 研究方法の妥当性
 - ・ 研究活動により得られた実験データや知見、課題に対する考察の質量
 - ・ 残された解決課題の明確化
2. 論文やプレゼンテーションから研究内容に対する理解度が担保されているか。
3. 研究への貢献度が適正であったか。
4. 審査会において、発表や質疑応答の回答内容が適切であったか。

医学研究科医科学専攻 修士論文審査体制・審査手続き

<修士論文提出及び学位申請ができる者>

1. 本学大学院学則に定める修業年限を充足(見込を含む)し、かつ修了に必要な単位を修得(見込を含む)していること。
2. 学位の申請について、研究指導教員の承認を得ていること。

<審査体制及び手続き>

1. 学位申請者は、研究科が指定する期間内に、修士論文及び所定様式を提出する。
2. 申請者は、研究科主催の公開発表会で内容を発表し、予備審査を受ける。
3. 学位審査部会(研究科内)に審査委員会を設け、原則3名の教員で構成される学位審査委員会により審査を行う。
4. 学位審査委員会は、評価判定を行い、研究科長に提出する。学位審査委員会が相当と認めた場合は予備審査会を最終審査会に代えるものとする。研究科長は、研究科教授会の議を経て学位授与に値すると判定したときは、学位論文審査の結果を学長に報告する。

医学研究科看護学専攻 修士論文審査基準

1. 次の観点で論文の品質が保たれているか。
 - ・研究テーマの独創性
 - ・研究目的の明確化
 - ・研究方法の妥当性
 - ・研究活動により得られたデータや知見、課題に対する考察の質量
 - ・残された解決課題の明確化
2. 論文やプレゼンテーションから研究内容に対する理解度が担保されているか。
3. 研究への貢献度が適正であったか。
4. 審査会において、発表や質疑応答の回答内容が適切であったか。

医学研究科看護学専攻 修士論文審査体制・審査手続き

<修士論文提出及び学位申請ができる者>

1. 本学大学院学則に定める修業年限を充足(見込を含む)し、かつ修了に必要な単位を修得(見込を含む)していること。
2. 学位の申請について、研究指導教員の承認を得ていること。

<審査体制及び手続き>

1. 学位申請者は、研究科が指定する期間内に、修士論文及び所定様式を提出する。
2. 専攻長を部会長とする学位審査部会に審査委員会を設け、原則3名の教員で構成される審査委員会により審査を行う。
3. 申請者は、研究科主催の予備審査(論文審査)および最終審査(論文審査、最終試験)を受ける。
4. 審査委員会は、評価判定を行い、研究科長に提出する。研究科長は、研究科教授会の議を経て学位授与に値すると判定したときは、学位論文審査の結果を学長に報告する。